

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	23 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの期間及び同年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年6月まで  
② 昭和48年10月から49年3月まで

私は、昭和42年当時はA県B市（現在は、C市）において、住み込みでD業務の仕事をしていましたが、国民年金の加入手続は同年頃に同市で自身が行い、国民年金保険料を納付していた。

昭和47年10月に結婚し、E県F市G区に転居したが、結婚後も継続して国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していた。

60歳になった頃、年金受給額の相談に区役所に行ったところ、9か月の未納期間があることが分かったが、申立期間当時、国民年金保険料の納め忘れがあったのであれば、次に集金人が来たときに必ず納付しており、40年間欠かさず保険料を納付してきたはずなので、調査の上、申立期間を納付済みに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年頃に国民年金に加入したと陳述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続時期は、同年5月頃と推認され、同年4月から申立人が第3号被保険者になる直前の61年3月までの期間において、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、集金人に国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、F市G区は徴収員が保険料を収納していたとしており、申立内容は当時の事情と符合する。

さらに、申立人は、「申立期間当時において、国民年金保険料の納め忘れがあったとしても、次に集金人が来たときには納付したはずである。」旨陳述しているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立期間①及び②前後の保険料が現年度納付されていることを踏まえると、前述のとおり納付意識の高い申立人は、申立期間①及び②の合計9か月と短期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月10日

A社から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る届出が遅れたために、厚生年金保険法第75条の規定により、申立期間の賞与に係る記録が年金の給付額に反映されない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から判断すると、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿の賞与支給額及び社会保険料控除額から判断すると、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年7月10日

A社から支給された申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る届出が遅れたために、厚生年金保険法第75条の規定により、申立期間の賞与に係る記録が年金の給付額に反映されない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から判断すると、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿の賞与支給額及び社会保険料控除額から判断すると、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に係る記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成22年8月9日の資格喪失日及び同年9月1日の資格取得日の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年8月9日から同年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険法第75条の規定により年金の給付額に反映されない記録となっていることが判明した。

私は平成22年8月9日付けで、育児休業を終えて職場に復帰した。A社から受け取った賃金台帳を見ると、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び就業週報・月報により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳において確認できる平成22年8月分の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における同年9月の年金事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、申立期間は当初、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定により育児休業に係る保険料免除期間とされていたところ、事業主は、申立人の育児休業終了時に提出すべき申立人に係る育児休業等取得者終了届について、申立期間に係る保険料の徴収権が時効によって消滅した後の平成 24 年 10 月 29 日に提出したことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14559

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所から同僚の年金記録を訂正することになった旨の「お知らせ文書」が届いたので、自身の年金記録を年金事務所に照会したところ、A社B支社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社B支社から同社本社に異動した時期に当たるが、退職することなく継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録並びに同社の総務担当者及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和37年8月1日にA社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和37



年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月21日から同年3月1日まで

私は、平成元年12月にA社に入社後、C社のD業務に派遣され、3年8月まで継続して勤務したが、年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から、申立人が、申立期間においてA社及びE社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び前述の元同僚は、「申立期間当時のA社とE社の代表取締役は親子であった。申立期間の前後を通じて、勤務形態及び給与形態に変更はなく、継続して勤務していた。」と陳述しており、当該両社に係る商業登記簿謄本を見ると、役員が重複していることが確認でき、申立期間当時のA社の代表取締役は、「申立期間当時、当該両社は同一グループ会社であり、申立期間については、申立人が従事していたA社の業務をE社に移管したことに伴う転籍により、空白が生じたものである。申立期間に係る厚生年金保険料は継続して給与から控除していたと思われる。」旨回答しているところ、事業所名簿によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成3年3月1日で

あることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年1月の社会保険事務所（当時）の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の加入記録におけるA社の資格喪失日が、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成3年2月21日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日（離職日の翌日）を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成2年2月から同年4月までは50万円、同年5月は53万円、同年6月及び同年7月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から同年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額記録が実際に受け取っていた給与支給額と相違していることが分かった。申立期間における給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が申立期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、同標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成2年2月から同年4月までは50万円、同年5月は53万円、同年6月及び同年7月は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14562

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、32万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで  
申立期間の標準報酬月額について、私が所持する給与明細書により確認できる給与支給総額及び厚生年金保険料控除額と比べ低くなっているため、記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 16 年 9 月 1 日の定時決定では 32 万円であったところ、同年 12 月 8 日付けで、同年 10 月 1 日から 9 万 8,000 円とする減額改定が行われていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書及び平成 16 年分給与所得の源泉徴収票（支払金額）によると、申立人は申立期間に、各月とも約 32 万円ないし 33 万円の給与が支給されていることが確認でき、上記の減額改定を行う報酬月額の変動の事実は確認できない。

また、A社の元取締役に照会したものの、回答は得られなかったが、これまでの同僚からの申立てに係る調査において、当該元取締役は、「当時、A社は厚生年金保険料を滞納していたため、事業主の了解を得て、社員の標準報酬月額が最低等級となる月額変更届を社会保険事務所の指導を受けて提出した。」と陳述している。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、平成 16 年 11 月 22 日に「現状では、これ以上（保険料）納付額を増やすことが難しい。人員の整理と報酬の見直し等を社内で検討してみるとのこと。」、同年同月 30 日に「人員の整理はなかなか難しく、報酬の見直しをするとのこと。月変届受理」と、上記の元取

締役との対応が記載されていることが確認できるところ、同年同月 22 日に当該元取締役が報酬月額の見直しを検討すると回答したにもかかわらず、直後の同年同月 30 日及び同年 12 月 8 日に、社会保険事務所が減額改定に必要な「固定的賃金の変動月以後継続した 3 か月」を待たず報酬月額変更届を受理し、処理するなどの事務処理は不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る平成 16 年 10 月 1 日の減額改定の記録は事実即したものと考へ難く、当該改定に係る処理は有効なものとは認められない。このため、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同年 9 月 1 日の標準報酬月額（定時決定）の記録から、32 万円とすることが妥当である。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14563

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

B社（現在は、C社）及び同社のグループ会社に正社員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。申立期間当時、同社からA社に出向したが、退職することはなかったし、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和40年4月1日にD社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は昭和40年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できるものの、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本により、同事業所は同年4月\*日に法人として会社を設立していることが確認できる上、申立期間当時、同事業所に勤務していたと陳述している同僚も7人いるほか、同事業所に係



る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年5月1日において、厚生年金保険の被保険者は27人であったことが確認できることなどを総合的に勘案すると、同事業所は申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月30日から同年11月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が未加入となっていることが分かった。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が発行した退職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、A社の社会保険関係の事務を受託していた税理士は、「A社の厚生年金保険料の控除方法は当月控除であることから、申立人に係る5年10月分の給与から同年同月の保険料が控除されていたことは間違いない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月31日から同年8月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、当該期間が厚生年金保険に未加入となっていることが分かったので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社C営業所は昭和39年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、前述の複数の同僚は、「A社C営業所の従業員の給与事務は同社で行っていた。申立期間における自身の厚生年金保険料は継続して控除されていた。」と回答していることから、同社C営業所は適用事業所ではなくなることにより、申立期間については同社における被保険者とする取扱いであったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14566

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月9日は11万4,000円、同年12月9日は22万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月9日  
② 平成15年12月9日

年金事務所の記録では、私がA社から申立期間に支給された賞与の記録が無いが、申立期間の賞与が支給されていたことが分かる預金通帳の写しを提出するので、当該期間の標準賞与額を正しく訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与支給明細書及び申立人から提出された申立期間当時の預金通帳の写しにより、申立人は、その主張する標準賞与額（平成15年7月9日は11万4,000円、同年12月9日は22万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務処理の過誤により、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る保険料を納付していない可能性が高いと回答していることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月28日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、同社C工場から同社本社に異動した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間も継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年7月1日にA社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月21日から47年1月21日まで  
A社に勤務した期間のうち、同社D工場から同社C工場に異動した時期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。  
申立期間も継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事資料、同社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出された申立人と同時期にA社D工場から同社C工場に異動した同僚に係る被保険者台帳によると、同社C工場への異動日は昭和46年12月21日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和47年1月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出の誤りにより申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和46年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 近畿（奈良）厚生年金 事案 14587

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和56年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月31日から同年9月1日まで

A社に正社員として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。申立期間当時、同社B工場から同社C工場に転勤したが、継続して同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことから、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、同社の回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和56年9月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和56年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、前述の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和56年8月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月10日

私が所持する申立期間に係る給与賞与明細書によると、A社（現在は、B社）において当該期間に賞与の支給があったものの、当該賞与の記録が無いので、訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与賞与明細書及びC健康保険組合から提出された申立期間に係る賞与の記録により、申立人は、平成15年6月10日に賞与を支給され、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、B社D工場から提出されたC健康保険組合が発行した申立期間に係る被保険者標準賞与額決定通知書（以下「組合決定通知書」という。）によると、A社は、被保険者196人分の賞与支払届を同健康保険組合に提出しているところ、当該賞与支払届は、数字を機器で印字したものであり、社会保険事務所への届書と同一の様式であることが確認できる。

また、B社D工場から提出された社会保険事務所が発行した申立期間に係る健康保険厚生年金保険標準賞与額決定通知書によると、前述の組合決定通知書より10人（申立人を含む。）少ない186人分について通知が行われている上、当該10人は、組合決定通知書の同じページに記載されていることが確認できる。

さらに、B社D工場は、「当時、被保険者賞与支払届総括票及び被保険者賞与支払届については、当社がプリンターで出力した届書を、社会保険事務所及びC健康保険組合にそれぞれ提出しており、社会保険事務所へ1ページ

分を漏らして提出し、総括票を10人分少なく記載したとは考え難い。」旨回答している。

加えて、B社を管轄する日本年金機構E年金事務所は、前述の10人分の相違が発生した理由について、「当時、事務所で受付した被保険者支払届に記載された標準賞与額に基づき、専用のOCR帳票に転記していたが、この過程で賞与支払届のページを1ページ分飛ばして転記した可能性が考えられる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間当時、申立人が主張する標準賞与額（150万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年2月までの期間、49年4月から52年2月までの期間及び53年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年2月まで  
② 昭和49年4月から52年2月まで  
③ 昭和53年5月

私が会社を退職した昭和59年3月中に、母と一緒にA県B市役所に行き、国民年金の窓口で国民年金に加入前の未納保険料を一括納付できることを確かめ、国民年金の加入と未納保険料を納付する手続を同時に行い、その場で国民年金保険料を5万円ぐらい納付し、1枚の領収証書を受け取った。

そのとき、市役所の窓口職員が、私が持参した年金手帳に国民年金の記号番号と「C」のゴム印を押してくれ、また、私が窓口職員にお願いし、「国民年金の記録（1）」欄に国民年金被保険者記録を記載してもらった。

その際に受け取った領収証書は紛失してしまったが、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を全額納付したことは間違いないので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和59年3月頃に、国民年金の加入手続と同時に申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を一括して納付したと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、同年5月であることが確認できる上、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の記録から、申立人に係る国民年金の加入手続時期は同年4月と推認され、これらのことと申立人の加入手続に係る陳述は符合するものの、当該加入手続時点において、申立期間①、②及び③は、制度上、時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、時効により納付できない期間の国民年金保険料を納付する方法として、特例納付制度による納付が考えられるが、申立人が主張する昭和 59 年 3 月には、特例納付は実施されておらず、申立人は申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、B 市役所の窓口において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したと陳述しているが、同市は、現年度保険料のみを取り扱っており、国庫金となる過年度保険料及び特例納付保険料を収納することはなく、このことと申立人の陳述は符合しない。

加えて、申立人は、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付した際、領収証書を 1 枚受け取ったとしているものの、その後、当該領収証書を廃棄した旨陳述している上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

ねんきんネットにおいて私の記録を検索したところ、A姓で該当ありと表示されたので、B姓となって以降の期間を含め未納期間について、年金事務所に記録照会を行ったところ、B姓となって以降の昭和43年度の国民年金保険料が納付済みとされたが、申立期間については未納とのことであった。

申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶は無いが、昭和43年度の保険料の記録が訂正されたこともあって、私の年金記録に不信を持っており、申立期間の保険料も納付していたと思うので、当該期間を納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶は無いとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C県D市においてB姓となって以降の昭和44年7月7日に払い出されており、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の保険料を納付した記録は確認できないことから、当該期間に係る納付状況を確認することはできない。

また、申立人は、「ねんきんネットにおいて私の記録を検索したところ、A姓で該当ありと表示された。」旨陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムには、E県F市G区において昭和36年に、同県H市において42年に、申立人と同姓同名の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、手帳記号番号払出簿には、それぞれ「消除」、「資格取消」と押印されていることが確認

できる上、当該手帳記号番号に係るF市G区及びH市の国民年金被保険者名簿並びに当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳は見当たらず、被保険者の住所地及び納付記録を確認することはできないことから、当該手帳記号番号は申立人に対して払い出されたものと判断することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から41年3月まで  
② 昭和41年4月から46年9月まで  
③ 昭和46年10月から同年12月まで

私は昭和36年頃に、A県B市C区役所において国民年金の加入手続を行って以降、自宅に送付のあった納付書を用いて郵便局の窓口で国民年金保険料を納付していた。

昭和45年頃から51年頃までは、子の小学校入学のために住民票を知人の住所地に移したが、実際には転居していない。

申立期間①から③までの国民年金保険料について、私は、災害により、それまで記帳していた日記及び家計簿等を処分してしまったが、当該期間当時は両親も健在であり、経済的な理由による未納は考えられず、途中で国民年金の任意加入の辞退の申出を行った記憶も無いことから、当該期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和36年頃に国民年金の加入手続を行って以降、自宅に送付のあった納付書を用いて郵便局の窓口で国民年金保険料を納付しており、途中で国民年金の任意加入の辞退の申出を行った記憶は無い。」旨主張している。

しかしながら、昭和47年度に切り替えられた申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳を見ると、昭和41年4月1日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、46年10月9日に再度、任意加入しており、氏名欄には婚姻前の氏名を婚姻後の氏名に変更した事跡が記載されていることから、申立人は、39年3月の婚姻後、特殊台帳が昭和47年度に切り替えられるまでは国民年金の氏名変更手続を行っていないことがうかがえる上、B市の



46年度の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、46年10月に申立人の所在が確認されたことによる不在復活処理が行われているところ、日本年金機構Dブロック本部E事務センターは、「特殊台帳の進達月の状況及びB市の記録から、46年10月に申立人の所在及び婚姻後の氏名が判明したことに伴い、資格記録の整理及び取得記録の追加が行われたと考えられる。」旨回答しており、申立人は同年10月9日に、再度、国民年金に任意加入するまでは、同市において住所が不明な被保険者（不在被保険者）として管理されていたことがうかがえる。

また、申立人は、「国民年金の加入手続を行って以降、自宅に送付のあった納付書を用いて郵便局の窓口で国民年金保険料を納付しており、それ以外は覚えていない。」旨主張しているところ、B市では、昭和44年度までは国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったことから、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立期間①から③までの期間は合わせて6年1か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、当該期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間①から③までの国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から58年3月まで

私は、夫との婚姻が決まった昭和60年5月頃に、A県B市（現在は、C市）役所において国民年金の加入手続を行った。

加入手続の際、私はB市役所の職員に、昭和53年からの国民年金保険料を全て納付したいと申出をし、同職員から納付書を受け取り、勤務先に来ていたD金融機関の外交員に納付書と一緒に預金通帳と印鑑を渡し、同年11月から61年3月までの保険料として、45万円ないし46万円ぐらを一括で納付した。

私は、夫及びその両親に、「国民年金保険料は、婚姻前に全て納付済みです。」と言った記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和60年5月頃に、B市役所において国民年金の加入手続を行った際、53年からの国民年金保険料を全て納付したいと申出をし、同市役所の職員から受け取った納付書を用いて一括で納付した。」旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月10日にB市において払い出されていることが確認でき、国民年金の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年4月下旬に行われたことが推認できるものの、当該加入手続時点において、申立期間のうち、53年11月から57年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は「昭和53年11月から61年3月までの国民年金保険料を一括で納付した。」旨主張しているところ、オンライン記録を見ると、申立人は、

申立期間直後の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料を同年5月2日に過年度納付しており、当該過年度納付の時点において、申立期間の全てが時効により保険料を納付することはできない上、国民年金の加入手続を行ったと推認される同年4月以降には、時効による納付の期限を越えて保険料の納付が可能な特例納付制度も実施されていない。

さらに、申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から 63 年 6 月まで

私は、昭和 62 年 11 月に A 社を退職後、健康保険の任意継続被保険者資格を取得したが 2 年後に喪失し、平成元年 11 月に夫の健康保険の被扶養者となったことから、夫が私の国民年金の第 3 号被保険者資格を取得するために、B 県 C 市 D 区役所の E 支所に出向いて加入手続を行ってくれた。

その際、E 支所の職員から、国民年金保険料を遡って納付できると聞いたので、夫が同支所の国民年金の窓口職員で、以前、子供が同じ保育所に通っていた F 氏に、納付書と一緒に現金を手渡したことを覚えている。

国民年金保険料の納付後にもらったはずの領収証書は残っていないが、所持する年金手帳には「はじめて被保険者となった日」として保険料を納付したことを示す日付が記載されている。

国民年金保険料の納付後に、F 氏から、「これで空白の期間は埋まった。」と言われたことを覚えており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年 11 月に健康保険の任意継続被保険者資格を喪失し、夫の健康保険の被扶養者となった後、夫が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の昭和 62 年 11 月 10 日付けの国民年金第 1 号被保険者の資格取得及び平成元年 11 月 10 日付けの国民年金第 3 号被保険者の資格取得の入力処理日は、いずれも 2 年 8 月 23 日となっていることが確認できる上、申立人に係る C 市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、昭和 62 年 11 月を国民年金第 1 号被保険者資格の取得月とし

て、平成2年8月に新規取得の処理がなされていることが確認できることから、同年8月頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和63年7月から平成元年10月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付を担っていたその夫は、前述の加入手続時点において、遡って納付することが可能であった当該期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「所持する年金手帳には、『はじめて被保険者となった日』として昭和62年11月10日と記載されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示している。」と主張しているが、当該日付は、国民年金被保険者の資格取得日であり、これが保険料の納付の事実を示すものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地における縦覧調査(昭和62年11月から平成2年8月までの期間)を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人は、D区役所職員のF氏の連絡先は分からないとしており、「これで空白の期間は埋まった。」とする真意等は確認することはできない上、申立人の夫から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14567（京都厚生年金事案 2764 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 30 日から 40 年 2 月 10 日まで

私は、昭和 36 年 7 月 3 日から 41 年 4 月 1 日まで A 社に勤務していたが、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社 B 営業所から同社 C 営業所に異動した後の申立期間の記録が無いことが分かった。

そこで、年金記録確認京都地方第三者委員会（当時。以下「京都委員会」という。）に記録の訂正を申し立てたが、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できないなどとして記録の訂正は認められなかった。

今回、再申立てに当たり、私が申立期間も継続して A 社に勤務していたことを証言してくれる元同僚二人の名前を挙げるので、再調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚の陳述から、申立人が A 社 B 営業所から同社 C 営業所に転勤したことは推認できるものの、i) 同社は既に解散し、当時の事業主も既に亡くなっている上、申立人が申立期間当時の同社 C 営業所の所長であったと記憶している者に照会したが回答は無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 前述の元同僚は、申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について同人から陳述は得られないこと、iii) 複数の同僚が継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間となっていない期間があると陳述していることなどを理由として、京都委員会の決定に基づき、平成 24 年 1 月 26 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私が、申立期間にA社C営業所に勤務していたことを知っている元同僚二人に、当時の事情を聴取してほしい。」として再度申し立てているところ、当該元同僚二人はいずれも、「申立人とはA社B営業所で一緒に勤務しており、申立人が同社C営業所に転勤した後も連絡を取り合っていたが、当時、申立人が同社を途中で一旦、退職したという話を聞いたことはなかった。」旨陳述している上、前回の調査において、申立人とA社C営業所で一緒に勤務していたと回答した元同僚に、今回、改めて事情を聴取したところ、当該元同僚は、「申立人は、私と同時期にA社C営業所に異動してきた方で、申立期間は同社同営業所で一緒に勤務しており、私が退職する際も申立人は勤務していた。」旨陳述していることから、申立人が、申立期間に同社C営業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時にA社の従業員であったほかの同僚は、厚生年金保険の加入は、各支店又は各営業所により取扱いが異なっており、自身も勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無い旨陳述しているところ、前述の元同僚3人はいずれも、「申立人の厚生年金保険料控除の事情については分からない。」旨陳述しており、これらの者から、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる陳述は得られない。

また、申立人がA社C営業所の所長であったと記憶している者は既に死亡している上、今回の申立てにおいて、申立期間の継続勤務を知っているとして、申立人が名前を挙げた当時の同社B営業所の所長に照会したものの同人から回答は無く、申立人の申立期間当時ににおける厚生年金保険料控除の事情について聴取することができない。

このほか、申立人から申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる新たな資料等の提出は無く、京都委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月から 32 年 3 月頃まで  
② 昭和 32 年 4 月から 34 年 3 月頃まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に確認したところ、A社（又は、B社。以下「C社」という。）に勤務した申立期間①及びD社に勤務した申立期間②に係る被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①については、知人の紹介によりE高校の近くにあったC社に勤務した期間である。

申立期間②については、C社を辞めて間もなく兄の友人の紹介により、F社の近隣で主に同社のG業務を行っていたD社に勤務した期間である。

いずれの事業所においても勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、現在、確認可能な昭和 35 年当時の住宅地図を見ると、申立人が陳述する場所にC社と類似する名称の「H社」の記載が確認できる上、現在、前述の場所に所在するI社に係る商業登記簿謄本から確認できる同社の事業主に照会したところ、同人が記憶している申立期間当時の元事業主の名字と、申立人がC社の事業主とする者の名字が一致しており、同社の元従業員が「私は、35年から同じ場所で法人化する前の『J社』に勤務していた。」旨陳述していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人がI社の前身と考えられる事業所に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿において、A社、B社及びH社という名称の事業所の記録は見当たらない上、I社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間より後の昭和 43 年 10 月 1 日であり、これ



らの事業所が申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、前述のI社の事業主は、申立期間①当時の人事記録及び賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立期間当時の元事業主の連絡先は不明であると回答している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年10月1日に、被保険者資格を取得している複数の元従業員に照会を行ったものの、申立期間当時の状況について知る者はいないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間②については、複数の元同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は平成10年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先が不明である上、同社の顧問税理士であった者に照会したものの、当時の資料が無い旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者記録が有る複数の元従業員が、「申立期間当時、年齢が若く見習のような従業員であれば、厚生年金保険に加入させていなかった可能性がある。」旨陳述していることを踏まえると、同社では必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間②に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年5月1日まで

公共職業安定所の紹介で、A社に平成7年2月1日に入社し、同年4月末まで3か月間勤務したと記憶しているのに、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、同年4月の加入記録が無く、加入期間は2か月との回答を受けた。私が所持する給与明細書では、3か月分の厚生年金保険料が給与から控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録並びにA社から提出された社員名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同社における離職日及び退職日は、平成7年3月31日となっており、オンライン記録と符合している。

また、A社は、「申立期間当時の資料は、当該提出資料以外には保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除等については不明である。」と回答しており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されているところ、申立人から提出されたA社に係る平成7年分給与所得の源泉徴収票を見ると、退職年月日欄に平成7年4月15日と記されており、当該退職日に基づく資格喪失月は同年

4月であることから、申立期間である同年4月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、申立人は、「私が所持する給与明細書において、3か月分の厚生年金保険料が給与から控除されている。」と陳述しているところ、A社は、「申立人から提出された当社が発行したとする給与明細書(平成7年2月分から同年4月分まで)については、申立人に係る賃金台帳は既に廃棄しており、当該給与明細書の内容を照合することができないものの、平成7年2月分給与から控除した厚生年金保険料については、翌月控除であるにもかかわらず、誤って被保険者期間ではない前月分の厚生年金保険料を控除した可能性も否定できないため、21年6月1日に、申立人に対して、当該1か月分の厚生年金保険料を返還した。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14570

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 27 日から 44 年 1 月 6 日まで  
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。  
A社には、昭和 39 年 5 月から 46 年 10 月まで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続して、A社に勤務していたと申し立てている。  
しかし、A社は、昭和 46 年 10 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しており、同社の給与計算を担当していたとする元事業主の妻は、「A社は既に廃業したので、同社の賃金台帳等の関係資料は残っていない。」と陳述していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除の状況等を確認することができない。

また、前述の元事業主の妻は、「A社の社会保険事務は労務管理事務所に委託していたが、従業員が入社及び退職した時は、私から当該事務所に社会保険及び雇用保険の手続を依頼しており、いずれか一方の手続のみを依頼することはなかった。」と陳述しているところ、申立人の申立期間前後の雇用保険の加入記録によると、申立期間の始期の前日である昭和 42 年 2 月 26 日に離職、その後、申立期間の終期である 44 年 1 月 6 日に再び被保険者資格を取得しており、当該雇用保険の加入記録は、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得に係る記録と符合している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄を見ると、申立人が昭和 42 年 2 月 27 日に資格を喪失した際に、健康保険被

保険者証を返納したことを示す返納の箇所に丸印が付されている上、当該手続の年月と考えられる「42. 3」の記載が確認できる。

加えて、A社が加入していたB組合から提出された資料を見ると、申立人が昭和44年1月\*日に行われた同組合主催の「優良勤続従業員表彰式並びに祝賀パーティー」において、5年勤続者として受賞していることが確認できるものの、前述の元事業主の妻の陳述並びに前述の雇用保険及び被保険者名簿の記録を踏まえると、当該資料のみをもって、申立人が、申立期間も継続してA社において、厚生年金保険被保険者として取り扱われていたとは推認し難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14571

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月頃から 50 年 3 月頃まで  
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。  
申立期間については、A社でB職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 12 月 3 日から 50 年 1 月 20 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和 59 年 12 月に解散している上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元同僚のうち3人から回答が得られたところ、このうち、申立期間同時に同社の取締役であったとする者は、「申立期間当時、A社は勤務期間又は業務経験の長い者しか厚生年金保険に加入させていなかった。また、加入させていない者の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の元同僚のうち二人は、「申立期間当時、A社には 30 人ないし 40 人の従業員がいた。」旨陳述しているが、前述の被保険者名簿によると、申立期間における同社の被保険者数は、11 人から 15 人までの間で推移しており、申立人らが記憶する従業員数と大きく乖離<sup>かいり</sup>していることから判断すると、申立期間当時、同社では必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生

年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14572

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月頃から 35 年 5 月頃まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）においてC職に従事した申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社において健康保険被保険者証を所持しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答している上、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であることから、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶している複数の元同僚について、その氏名が見当たらない上、同名簿における申立期間当時の被保険者数と、申立人が陳述する同社の従業員数が相違しており、同社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、昭和 34 年 1 月 \* 日にD共済組合法が施行されたことに伴い、それまでE組合等において厚生年金保険に加入していた被保険者の記録については、D共済組合に移管されたが、同共済組合は、「申立人に係る共済組合の加入記録は確認できない。」旨回答している。



加えて、F健康保険組合は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の記録を確認できない。」旨回答している上、前述の被保険者名簿において、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 1 日から 32 年 3 月 19 日まで  
年金の裁定請求時に社会保険事務所（当時）から、A社において厚生年金保険に加入していた期間については、脱退手当金を支給済みであるとの説明を受け、受給した記憶が無かったがあきらめた。

ところが、最近になって、A社の同僚の脱退手当金の件で、年金記録確認第三者委員会から照会があったので、私自身のことについても再度調べてほしいと思い申し立てた。

被保険者記録照会回答票を見ると、脱退手当金の支給日が昭和 33 年 1 月 11 日とされているが、このような時期に脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、「給付種類 脱退手当金」、「資格期間 56」、「支給金額 7,329」、「支給年月日 昭和 33.1.11」など、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す記録が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金を受給できなかったことを踏まえると、申立人が当時において脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、ほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14574

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで  
年金事務所において、夫の年金裁定請求を行った際に、A市B区にあったC社に勤務した期間の加入記録が、全く無いことが分かった。  
夫は、C社でD職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、平成 21 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており（以下「全喪」という。）、同社全喪時の事業主に照会を行ったが、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

また、C社の申立期間当時の事業主は、「申立人を雇い入れた記憶は無い。」旨陳述している。

さらに、申立期間当時にC社において、厚生年金保険被保険者記録がある複数の元従業員に照会を行ったものの、回答があった者4人はいずれも申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①及び②について、定時制高校に通いながら、A社及びB社に勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人が記憶する複数の元同僚の氏名が確認できる上、申立人を記憶する元同僚の陳述から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は既に解散している上、事業主は所在不明であり、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、前述の申立人を記憶する元同僚は、「申立人が当時、定時制高校に通っていたこともあって、会社は申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と陳述している。

さらに、A社における申立期間①当時の従業員数について、申立人は、「約 30 人であった。」、二人の元同僚は、「約 25 人であった。」、「約 20 人であった。」とそれぞれ陳述しているところ、申立期間①の同社における厚生年金保険被保険者数は 13 人ないし 16 人で推移していることから、当時、同社においては、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できず、

申立期間①の健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②について、B社は昭和37年8月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であり、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、B社に係る被保険者名簿により、申立期間②に被保険者資格が確認できる元同僚3人に照会したが、回答を得ることができず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができない。

さらに、申立人は、名字のみであるが元同僚二人を記憶しているところ、B社に係る被保険者名簿によると、申立期間②に名字が一致する被保険者を確認することができない。

加えて、B社に係る被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できず、申立期間②の健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年4月1日まで

私は、昭和21年4月1日にA社に入社後、B職の業務に従事し23年3月末日まで勤務したが、同社では厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、A社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、A社は既に解散している上、同社の商業登記簿謄本に記載されている代表取締役について、オンライン記録により氏名検索を行ったが、当該代表取締役を特定することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立人が氏名を記憶する同僚について、オンライン記録により、同姓同名の被保険者が確認できるものの、所在は不明であり、当該被保険者の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人が名字のみを記憶する同僚については、当該同僚を特定することができないことから、申立人の申立てについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14577

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 10 日から 48 年 3 月 26 日まで  
② 昭和 48 年 4 月 26 日から同年 12 月まで

私の A 社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 48 年 3 月 26 日から同年 4 月 26 日までの期間となっているが、申立期間①及び②についても勤務していたので、調査の上、被保険者期間を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は所在不明であり、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在が判明した元同僚に照会したが回答が得られず、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることができない。

さらに、A 社は、昭和 48 年 4 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②は適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、A 社の被保険者名簿において、申立人の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致している上、訂正等の不自然な点も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14578

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 25 日から 38 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間にA社で勤務していたが、記憶する複数の同僚には、同社における厚生年金保険被保険者記録が有るにもかかわらず、私の記録が無い。調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が記憶する複数の元従業員は、申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していた可能性は否定できない。

しかし、A社の当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、「当時の役員及び従業員は在籍しておらず、資料も残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在が判明した元従業員に照会したところ、複数の元従業員から回答があったが、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について陳述は得られなかった。

さらに、申立人が記憶するA社の直前に勤務していた事業所から同社に同時期に転職した元従業員5人の厚生年金保険被保険者記録を見ると、そのうち1人は同社における被保険者記録が確認できない。

加えて、A社に係る被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できず、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い上、訂正等の不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 14579

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

私は、昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 2 月 28 日までの期間について、A 社の派遣社員として、B 社において C 業務に従事していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚及び申立人の派遣先であった B 社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人は申立期間において、A 社に在籍し、B 社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A 社は、平成 13 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、二人の元取締役は、「申立人についての記憶は無く、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の勤務状況等については不明である。」旨回答していることから、申立人の申立期間に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社本社において、申立期間当時、給与計算及び社会保険事務を担当していた事務担当者は、「C 職社員及び契約社員については、従業員からの申出により社会保険と雇用保険を同時に加入させる取扱いであった。」旨陳述しているところ、申立人の同社に係る雇用保険及び同社が加入していた D 厚生年金基金における申立人の資格取得日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

さらに、前述の事務担当者は、「従業員からの申出により社会保険に加入さ

せる取扱いであった上、厚生年金保険に加入していない期間の給与から、厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨陳述しているところ、A社において、申立人と同職種であった複数の従業員は、「入社後、しばらくしてから社会保険に加入した。」旨陳述しており、このうち一人の従業員は、「入社当初は、夫の扶養家族となっていたので社会保険に加入しなかったが、加入していない期間の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 12 日から同年 4 月 2 日まで

私が所持する船員手帳には、昭和 48 年 3 月 12 日から同年 4 月 2 日までの期間、A社のB船にC業務職として乗ったことが記載されている。

しかし、年金事務所の記録によると、申立期間の船員保険被保険者記録が無いので被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、申立期間にA社が所有するB船にC業務職として乗っていたことが確認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、解散時の代表取締役及び申立期間当時の事務担当者が、「申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と陳述していることから、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認することができない上、当該事務担当者は、「船員保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することはない。」と陳述している。

また、A社D支店に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、被保険者記録が確認でき、連絡が取れた元船員 13 人に聴取しても、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について陳述を得ることができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できず、被保険者証の番号に欠番は無く、申立人に係る被保険者記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない上、申立期間に係る船員保険年金番号払出簿においても、申立人の氏名は確認できず、年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適正等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、同手帳に記載のある雇入期間は、船員保険の加入期間と必ずしも一致するものではない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 近畿（和歌山）厚生年金 事案 14581

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 27 日から 30 年 10 月 20 日まで

私は、A社B工場に勤務した申立期間の厚生年金保険被保険者記録を年金事務所で調べてもらったところ、当該期間の脱退手当金が支給済みになっているとの回答をもらった。

しかし、私は脱退手当金を請求し、受給した記憶は無いので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、保険給付欄には、脱退手当金の支給を示す記載が確認できるとともに、「昭和 30 年 10 月迄の資格期間は脱退手当金の支給により抹消す」の押印が確認できる上、同欄に記載された資格期間、支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 30 年 12 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14582

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 21 日から 38 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 1 月 5 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①はA社において、申立期間②はB社において勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社とも、間違いなく給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人のA社の所在地に関する詳細な陳述及び申立人が記憶する同僚の陳述から判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、所在地を管轄する法務局において商業登記簿の記録が無い上、オンライン記録及び事業所記号簿を確認しても、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人が記憶する当時の事業主に照会したが、回答を得ることができず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶する同僚4人については、申立期間①に厚生年金保険の被保険者となった記録を確認することができず、そのうち1人は、当該期間のうち一部期間においてほかの事業所に係る被保険者記録が確認できる上、別の1人は、「A社は、当時、厚生年金保険及び健康保険に加入していなかったことから、申立人も当該保険には加入していなかったと思う。給与から保険料も控除されていなかった。」と陳述している。

2 申立期間②について、B社の回答及び同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年6月1日であり、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、B社は、「申立期間②当時の資料は保管していないが、当社は昭和40年6月1日に厚生年金保険に加入した。当該期間は厚生年金保険に加入する前の期間であり、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年6月1日に被保険者資格を取得した元従業員40人（申立人が記憶する同僚4人を含む。）及び申立人が名前を記憶する同僚1人の計41人中、所在が判明し回答が得られた16人のうち、自身の入社時期を記憶している6人は、「B社において、厚生年金保険に加入したのは40年6月1日である。それまでは、同社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 27 日から 37 年 9 月 6 日まで  
年金事務所に照会したところ、A社B工場で勤務した申立期間の脱退手当金が支給されているとの回答があった。

しかし、脱退手当金を請求した記憶は無く受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人の健康保険整理番号の前後各 50 人の被保険者のうち、申立人の資格喪失日から前後各 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 30 人（申立人を除く。）について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、28 人に支給記録が確認でき、そのうち 21 人は、資格喪失日から 6 か月以内に支給決定（当該 21 人のうち、申立人と支給決定日が同日の被保険者は 2 人、ほかにも支給決定日が同日の被保険者は複数確認できる。）されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 12 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14584

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 30 日から 37 年 4 月 30 日まで  
私は、昭和 31 年 1 月から 37 年 4 月までの期間、A社に勤務していたが、  
出産を理由に休業することになった。年金記録によると、申立期間に係る脱  
退手当金が支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、調査してほ  
しい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当  
金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当  
金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえ  
ない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手  
当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立  
期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14589

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月1日から30年3月1日まで

私は、A社に2回勤務した。1回目に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録はあるが、2回目に勤務していた申立期間の記録が無い。2回とも同様の労働条件で勤務していたにもかかわらず、2回目の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間も厚生年金保険に加入しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間も被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人が、当社に申立期間当時も在籍していたかどうかについては、申立期間当時の資料を保管しておらず不明である。」旨回答している上、当時の社会保険事務担当者は既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、複数の元同僚に照会したところ、そのうち一人の元同僚は申立人を記憶していたものの、具体的な勤務期間は記憶していない旨陳述しており、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、A社が作成した健康保険証厚生年金証名簿において、申立期間の資格取得者に申立人の氏名は記載されておらず、健保番号に欠番は無い上、記載内容は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致している。

加えて、前述の照会に対し回答のあった複数の元同僚は、自身が記憶する勤務期間と厚生年金保険被保険者記録には相違があると陳述しており、そのうち一人は、「当時は入社後、厚生年金保険に加入していない期間があったことを覚えている。当該期間については、給与から厚生年金保険料は控除されていな

かった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14590

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 1 月 8 日まで

私は、昭和 38 年 3 月から 39 年 10 月までA社が経営する「B事業所」に、C職として勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の社員旅行の写真、A社の元取締役（当時の「B事業所」のオーナー）及び同社D業務部の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間のうち期間は特定できないものの、「B事業所」に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社及び同社D業務部は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の当時の事業主は死亡している上、前述の元取締役は、「申立期間当時の資料は保管していない。」と陳述していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、前述の元取締役は、「B事業所の経營業務は、A社D業務部が行っていた。」と陳述しているところ、A社D業務部が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 39 年 1 月 8 日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間である。

さらに、A社D業務部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が記憶する同僚 3 人の同社D業務部における被保険者の資格取得日は、申立人と同様に適用事業所となった日であることが確認できる上、同社D業務部が適用事業所となった日に被保険者資格を

取得し、所在が判明した5人（申立人が記憶する同僚1人を含む。）に照会したところ、回答のあった2人とも、「B事業所には、被保険者の資格取得日（昭和39年1月8日）より前から勤務していたにもかかわらず、被保険者記録は同日からとなっている。」旨陳述している。

加えて、A社に係る被保険者名簿によると、申立人が記憶する同僚3人についても、申立人と同様に同社の申立期間に係る被保険者記録を確認することができない上、申立期間に被保険者記録が確認でき、所在が判明した15人に照会したところ、回答があった8人とも、「B事業所に勤務していないことから、申立人を記憶していない。」と回答しており、申立人の同社における申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（福井）厚生年金 事案 14591

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 2 日から 51 年 9 月 1 日まで  
A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所に勤務していた元従業員の陳述から、申立人は、申立期間において、同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所は、オンライン記録には、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない上、申立人及び前述の元従業員は、「A事業所は、B業務を行う個人事務所であった。」と陳述していることから、同事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったと考えられる。

また、A事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人及び前述の元従業員がA事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人は、「A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している上、オンライン記録によると、申立期間のうち、当該同僚二人が同事業所に勤務していたとする期間は、共に国民年金加入期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（和歌山）厚生年金 事案 14592

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 31 日まで  
A 事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所の元従業員の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録により、A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、申立人及び前述の元従業員が記憶する同事業所の元事業主は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、前述の元従業員は、「A 事業所では厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。当時、国民年金に加入していた。」と陳述しているところ、オンライン記録により、当該元従業員の同事業所に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該元従業員は、申立期間のうち、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降の期間について、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名を別の読み方で検索したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 1 日から 40 年 12 月 27 日まで  
② 昭和 43 年 1 月 13 日から同年 3 月 30 日まで  
③ 昭和 43 年 4 月 8 日から同年 8 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間①、③及び C 社に勤務した申立期間②に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

日本年金機構から提出された、社会保険事務所（当時）が申立人の申立期間に係る脱退手当金を支給したことを示す厚生年金保険脱退手当金支給報告書を見ると、同報告書に記載された被保険者期間、支給額及び支給年月日はオンライン記録と一致しており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A 社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記載されていることが確認できる。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。